

平成27年度 第1回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 平成27年10月22日(木) 午後3時30分～午後6時
- 2 場 所 さいたま市役所本庁舎別館 2階 第7委員会室
- 3 出席者
  - (1) 委員 池田 妙子 委員 藤池 誠治 委員  
宇佐見 香代 委員 星野 勝太郎 委員(職務代理)  
齋藤 友之 委員(会長) 松本 敏雄 委員  
佐伯 鋼兵 委員 門真 宏治 委員
  - (2) 事務局 総務局長 人事部長 職員課長 外4名
  - (3) 議会局 議会局長 総務部長 総務部次長兼総務課長 外1名
- 4 傍聴者 なし
- 5 審議項目 議題1 審議会資料説明について  
議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について
- 6 議事の経過
  - (1) 委嘱状の交付
  - (2) 市長挨拶
  - (3) 委員の紹介
  - (4) 事務局等職員の紹介
  - (5) 会長の選出及び職務代理者の指名
  - (6) 審議会運営方法に関する要綱等の説明
  - (7) 審議
    - 議題1 審議会資料説明について
    - 議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について
  - (8) 事務連絡
  - (9) 閉会
- 7 審議内容
  - (1) 委員の互選により齋藤委員を会長に選出
  - (2) 齋藤会長が星野委員を職務代理者に指名

(3) 審議会運営方法の確認

- ・ 事務局から、配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<委員名簿・条例等>」に基づき、審議会条例、審議会運営要綱等について説明。

(4) 審議事項

議題1 審議会資料説明について

① 【事務局から配布資料について説明】

- ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第1回資料>」

② 【委員の意見・質問及び事務局の説明・回答】

- ・ 市職員の地域手当の支給率が現行の12%から15%に引き上がる予定との説明を受けたが、詳細を伺いたい。

⇒ 今年度、国は従来 of 給与制度における様々な課題に対応するため、給与制度の総合的見直しを実施した。この見直しの中で、地域ごとの民間賃金の水準をよりの確に公務員給与に反映させるため、全国共通に適用される俸給表の水準を民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ引き下げるとともに、地域手当の支給率の見直しを行っている。国におけるさいたま市の支給率は、現行が12%、見直し後は15%となっており、本市人事委員会は、今年度の勧告において、一般職の支給率を国に準じて段階的に引き上げることに言及した。予定では、平成28年度に13%、平成30年度に15%とされている。

なお、本市の市長・副市長等の常勤特別職の地域手当は、条例上、「一般職の例による」と規定されているため、一般職の支給率の引上げに連動して、支給率が引き上げられることとなる。

- ・ 資料中、議員の期末手当の年間支給月数が未施行との記載があるが、状況について伺いたい。

⇒ 昨年の本審議会の答申を踏まえ、議会に条例改正案を提出したが、議員側から条例の施行期日を別に条例で定める旨の改正案が提出され可決されたもの。その趣旨は、答申を尊重し、年間支給月数（3.10月分）の改定は承認するものの、その施行にあたっては、経済状況等を見極めたうえで慎重に判断したいというものである。

したがって、実際に議員に支給されている期末手当の年間支給月数は2.95月分となっている。

議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について

配布資料及びこれまでの事務局の説明を踏まえ、現行の市議会議員及び市長・副市長の報酬・給料の額等が適正なものであるかどうか、委員の意見を聴取。

【各委員の意見】（欠席委員から事前にいただいた意見を含む）

- ① 一般職の給与改定を踏まえた、月例給及び特別給の改定の必要性について

《月例給》

- ・ 平成19年度に引下げ改定を実施した後、据置きが続いているが、市長・副市長及び市議会議員の働きに報いるためにも、一般職職員が引上げ改定を行うこのタイミングで引上げ改定を行うべきである。
- ・ 月例給と特別給を合わせた年間支給額が政令指定都市の平均的な水準にあるため、月例給・特別給とも据置きが妥当である。
- ・ 小刻みな額改定には馴染まず、また、大幅な額改定を必要とする状況にもないため、据置きが妥当と考える。
- ・ 職務・職責に見合った水準となるよう、引上げ改定が必要と考える。
- ・ 本審議会がこれまで一般職職員の改定率の累計値を参考に改定の要否を判断してきた経緯を踏まえ、据置きが妥当と考える。
- ・ 生活給としての側面に対する配慮が大切だと考えているが、今回は引き上げるべき要素に乏しく、据置きが妥当である。

《特別給》

- ・ 引上げ改定となる一般職職員との均衡を考慮し、引上げ改定が妥当と考える。
- ・ 引上げ改定をするべきとの答申を昨年度出したばかりであるため、今年度は据置きが妥当と考える。
- ・ 月例給と特別給を合わせた年間支給額が政令指定都市の平均的な水準にあるため、月例給・特別給とも据置きが妥当である。
- ・ 職務・職責に見合った水準となるよう、引上げ改定が必要と考える。
- ・ 平成20年度以降、本市の一般職職員及び国の指定職職員に歩調を合わせるように改定されてきた経緯を踏まえ、引上げ改定が妥当と考える。

- ② 地域手当の支給率の引上げを踏まえた市長・副市長の給料月額の見直しについて

- ・ 引き上げとなる部分については何らかの調整が必要である。地域手当の支給率を据置くことが最も合理的と考えるが、そのような対応はできないものか。
- ・ 地域手当の支給率を据置けば良いとの意見もあるが、そのためには条例改正をしなければならず、現実的な対応とは思えない。
- ・ そもそも市長・副市長の職務・職責をより正当に評価し、月例給の水準を引き上げるべきであり、調整は不要と考える。
- ・ 一般職職員との均衡を考慮し、調整が必要と考える。
- ・ 給料と地域手当を合わせた月例給総額の水準が変動しないよう、調整が必要と考える。
- ・ 物価の地域間格差にかかる現況に鑑み、地域手当の支給率が引き上げられること自体に違和感はないが、給料と地域手当を合わせた月例給総額については、やはり現行の水準を維持するべきである。したがって、その観点から、何らかの調整が必要と考える。

### ③ 市長・副市長の退職手当の支給割合の見直しについて

- ・ 一般職職員との均衡及び他の政令指定都市の状況を考慮し、引き下げるべきだと考える。
- ・ 「なぜ見直しが必要か」という根拠の部分が整理しきれていない印象を受ける。法令に根拠を求めるのか、慣行に根拠を求めるのか、あるいは国からの助言・指導等に根拠を求めるのか。その部分がもう少し整理されない限り、引下げが必要とまでは申し上げられない。
- ・ そもそも市長・副市長の退職手当の水準は、民間と比較して高い状況にあると認識している。公民均衡の観点から、引下げが妥当と考える。
- ・ 財政状況や市民のニーズへの対応状況を見たとき、市長・副市長の実績を手放しで評価することはできないが、少なくとも真摯に公務を遂行しようとする姿勢は伝わってくる。したがって、処遇低下に繋がる引下げには反対である。
- ・ 民間の支給水準を踏まえて定期的に調整される一般職職員の退職手当の改定動向に準ずることにより、市長・副市長の退職手当についても、間接的に民間との均衡を図ることができる。したがって、今回は、一般職職員における支給水準の引下げを踏まえ、引下げを行うべきである。
- ・ 公民均衡の観点からも、一般職職員との均衡の観点からも、引下げを行わないことを是とする理由が見いだせない。引下げを行うべきである。

(5) 意見集約

① 【会長による各委員の意見集約】

各委員の意見を集約。

一般職の給与改定を踏まえた、月例給及び特別給の改定の必要性については、月例給は「据え置くことが適当」、特別給（期末手当）は「引上げの改定をするべき」とし、地域手当の支給率の引上げを踏まえた市長・副市長の給料月額の見直しについては、「月例給総額の水準が変動しないよう、給料月額を引き下げて調整を図るべき」、市長・副市長の退職手当の支給割合の見直しについては、「一般職職員との均衡等を考慮し、一定の引下げを行うべき」として、報告書を作成することとする。

② 【委員の意見】

異議なし。